

第72期 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年9月22日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

場所

岡山市中区浜二丁目3番12号
岡山プラザホテル 4階 鶴鳴の間
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	18
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42



OLBA HEALTHCARE

カワニシホールディングスは
2021年1月より、
オルバヘルスケアホールディングスに
社名変更しました。

 **オルバヘルスケアホールディングス株式会社**

証券コード：2689

ご挨拶

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況の中、医療や介護の現場でご尽力されている方々に、深く感謝を申し上げます。

さて、第72期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社グループは2021年1月1日付で、商号を株式会社カワニシホールディングスから「オルパヘルスケアホールディングス株式会社」に変更し、同年5月1日には創業100周年を迎えました。創業者の寺岡清照氏が1921年に岡山市で「川西器械店」を弱冠20歳で創設し、その後、幾多の試練を乗り越え、現在の業容にまで成長してまいりましたのも、株主、社員、顧客、仕入先の皆様のお陰と存じております。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、国内の医療業界も多大な影響を受けておりますが、当社グループはDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、業務の生産性向上、新規事業への挑戦と健康経営、ESG経営、SDGs目標達成も図りながら、医療・介護機器の安定供給を継続し、地域の医療・介護インフラを支えてまいる所存です。

当社のパーパスである「ビジネスを通じて、医学・医療・介護の発展に貢献し、国民の健康長寿に寄与する」、の実現を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2021年9月

代表取締役社長 前島 洋平



株主各位

岡山市北区下石井一丁目1番3号
オルバヘルスケアホールディングス株式会社

代表取締役社長 前島 洋平

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会においては極力書面またはインターネットにより議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただくようお願い申し上げます。また、昨年に引き続き株主総会後の株主懇談会は、実施いたしません。

お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年9月21日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年9月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所	岡山市中区浜二丁目3番12号 岡山プラザホテル 4階 鶴鳴の間
3. 目的事項	報告事項 1. 第72期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第72期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.olba.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告並びに連結計算書類及び計算書類と、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、インターネット上の当社ホームページに掲載しております上記書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.olba.co.jp/>) において掲載することでお知らせします。

【当日ご出席いただく株主様へ】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当日の健康状態にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。
2. 当日は感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
3. マスク着用のうえご来場いただくようお願い申し上げます。
4. 会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方につきましては、ご入場を制限させていただく場合がございます。
5. 会場入り口付近に消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には手指の消毒をお願いいたします。
6. 当日は事業報告を含め、議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
7. 株主総会終了後の株主懇談会は、実施いたしません。
8. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.olba.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



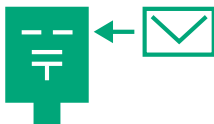
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年9月22日（水）
午前10時

- 本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限

2021年9月21日（火）
午後6時到着分まで

インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト
<https://www.web54.net>
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2021年9月21日（火）
午後6時受付分まで

議決権行使のお取り扱いについて

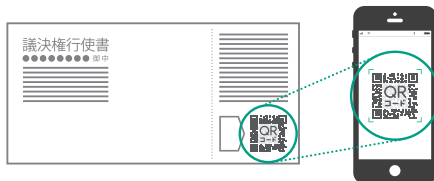
- 議決権の行使期限は、2021年9月21日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトのメンテナンス作業のための取り扱い休止期間：2021年9月4日（土曜日）0時～2021年9月5日（日曜日）24時

インターネットによる議決権行使について

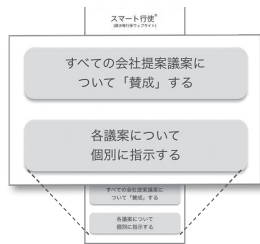
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

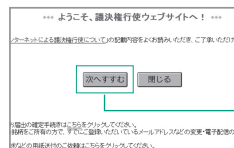
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

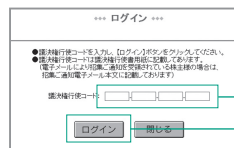
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

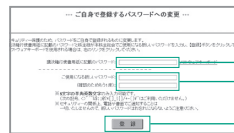
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ、「登録」をクリックしてください。



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

※新しいパスワードは大切に保管してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご入力される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、安定的な配当の維持継続を基本方針としています。

この基本方針に基づく普通配当に、当社が本年創業100周年を迎えたことによる記念配当を加えて、剰余金の配当（第72期期末配当）につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円（普通配当45円 記念配当5円）
総額 309,946,200円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日（第72期期末配当金の支払開始日）
2021年9月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当
1	まえ しま よう へい 前 島 洋 平	代表取締役社長 再任
2	たか い たいら 高 井 平	取締役副会長 再任
3	いそ だ きょう すけ 磯 田 恭 介	常務取締役経営企画本部長 再任
4	むら た のぶ はる 村 田 宣 治	常務取締役管理本部長 再任
5	くわ むら かつ ゆき 桑 村 勝 之	取締役営業本部長 再任
6	はっ とり てる ひこ 服 部 輝 彦	社外取締役 再任 社外 独立
7	かわ もと ゆき こ 川 元 由喜子	社外取締役 再任 社外 独立
8	きた がわ ゆき ひろ 北 川 敬 博	社外取締役 再任 社外 独立

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	専門性と経験							
		資格	経営	グローバル経験	業界経験	財務・会計・M&A	法務・リスク管理	人事・労務	
1	前島洋平	医師	●	●	●			●	
2	高井平		●		●				
3	磯田恭介							●	
4	村田宣治					●	●		
5	桑村勝之				●				
6	服部輝彦	医師	●		●			●	
7	川元由喜子			●		●			
8	北川敬博		●					●	

1

まえしま

前島

ようへい

洋平

1967年2月5日生

> 所有する当社の株式の数：187,000株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年5月 医師免許取得
- 1991年5月 岡山大学医学部附属病院内科研修
- 1997年3月 医学博士号取得（岡山大学）
- 1998年9月 米国ハーバード大学医学部リサーチフェロー
- 2001年10月 岡山大学医学部附属病院助手
- 2008年1月 岡山大学医学部・歯学部附属病院講師
- 2011年11月 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授兼東北大学加齢医学研究所・共同研究員
- 2014年9月 当社取締役
- 2015年9月 当社代表取締役社長（現任）

> 取締役候補者とした理由

前島洋平氏は医師であり、医療の研究・臨床・教育、それぞれの分野で豊富な知識と経験を有しています。またそれに関連する人脈、情報ネットワークは、有望なビジネスを創造するために有益なものであり、当社の存在意義や価値を高めることができると判断したため、取締役候補者となりました。

2

たかい

高井

たいら

平

1952年9月4日生

> 所有する当社の株式の数：73,400株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年8月 (株)四国メディカルアビリティーズ入社
- 1999年1月 当社取締役四国支店長
- 2000年10月 当社常務取締役常務執行役員営業統括本部長
- 2004年9月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長
- 2006年9月 当社取締役副社長執行役員
- 2008年9月 当社取締役副社長執行役員管理本部長
- 2012年9月 当社代表取締役社長
- 2015年9月 当社取締役副会長
- 2017年7月 当社取締役副会長営業本部長
- 2018年7月 当社取締役副会長（現任）

> 取締役候補者とした理由

高井平氏は、当社の営業部門及び管理部門の責任者を務め、当社の業務全般を熟知しています。また、当社の代表取締役社長を3年間務めており、豊富な経営経験も有しています。あわせて、当社の発行する海外医療情報誌Medical Globeのチーフアナリストとして、医療機器の市場動向にも精通しています。その知識及び経験は当社の企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者となりました。

3

いそだ
磯田きょうすけ
恭介

1974年9月6日生

> 所有する当社の株式の数：5,800株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年3月 当社入社
 2012年7月 当社経営企画室マネージャー
 2013年9月 当社取締役経営企画室室長
 2017年9月 当社常務取締役経営企画室室長
 2021年7月 当社常務取締役経営企画本部長（現任）

> 取締役候補者とした理由

磯田恭介氏は、当社入社以来、人事労務・企画部門での経験を積み、同部門の業務に精通しています。よって適切に職務が遂行できると判断し、取締役候補者としました。

4

むらた
村田のぶはる
宣治

1975年5月29日生

> 所有する当社の株式の数：9,400株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 当社入社
 2006年7月 当社管理本部マネージャー
 2013年9月 当社取締役管理本部長
 2017年9月 当社常務取締役管理本部長（現任）

> 取締役候補者とした理由

村田宣治氏は、当社入社以来、経理・財務部門での経験を積み、同部門の業務に精通しています。よって適切に職務が遂行できると判断し、取締役候補者としました。

5

くわむら
桑村かつゆき
勝之

1974年10月9日生

> 所有する当社の株式の数：4,100株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 (株)四国メディカルアビリティーズ入社
 2010年 1月 (株)カワニシ高松支店長
 2014年 7月 同社松山支店長
 2015年 7月 同社取締役開発一般事業部長
 2017年 7月 同社取締役営業本部長
 2018年 7月 同社常務取締役営業本部長
 2020年 7月 当社執行役員営業本部長補佐
 2020年 9月 当社取締役営業本部長 (現任)

> 取締役候補者とした理由

桑村勝之氏は、当社入社以来、営業部門での経験を積み、当社の連結子会社である株式会社カワニシの営業本部長を務めたことから、同部門の業務に精通しています。これらの経験をもとに適切に職務が遂行できると判断し、取締役候補者としてしました。

6

はっとり
服部てるひこ
輝彦

1951年8月25日生

> 所有する当社の株式の数：0株

再任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 5月 医師免許取得
 1977年 5月 岡山大学医学部附属病院研修医
 1986年12月 医学博士号取得 (岡山大学)
 1987年 4月 米国ウェイク・フォレスト大学医学部リサーチアソシエイト
 1991年 8月 倉敷成人病センター内科医長
 2003年 4月 倉敷成人病センター病院長
 2014年 3月 まび記念病院総院長 (現任)
 2016年 9月 当社取締役 (現任)

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

服部輝彦氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、医師として医療全般に精通しており、また病院経営の経験も有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、顧客の視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者としてしました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員候補者です。

> 社外取締役としての在任期間

服部輝彦氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年です。

7 かわもと ゆきこ 川元 由喜子

1962年1月10日生

> 所有する当社の株式の数：700株

再任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 日興証券(株) (現 S M B C日興証券(株)) 入社
 1995年1月 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問(株) (現 H S B C投信(株)) 入社
 1999年9月 同社日本株運用チーム・ヘッド
 2002年9月 同社運用部ダイレクター
 2003年11月 同社退社
 2009年1月 ありがとう投信(株)ファンドマネージャー
 2016年3月 同社退社
 2018年9月 当社取締役 (現任)

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川元由喜子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、証券会社や投資顧問会社での業務経験を通じて、金融分野に関する幅広い知識と経験を有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、投資家の視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者となりました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

> 社外取締役としての在任期間

川元由喜子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年です。

8 きたがわ ゆきひろ 北川 敬博

1960年1月10日生

> 所有する当社の株式の数：300株

再任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 (株)ジョンブル入社
 1986年1月 同社商品企画室長
 1988年8月 同社専務取締役
 1993年11月 同社代表取締役社長
 2019年8月 同社顧問
 2020年7月 同社顧問退任
 2020年9月 当社取締役 (現任)

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北川敬博氏は、アパレル業界で商品企画等の経験を積んだ後、永年に渡り企業の経営に携わり、会社経営全般に対する豊富な知識と経験を有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、経営者の視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者となりました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

> 社外取締役としての在任期間

北川敬博氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 服部輝彦氏、川元由喜子氏及び北川敬博氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は現在服部輝彦氏、川元由喜子氏及び北川敬博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
3. 当社は、服部輝彦氏、川元由喜子氏及び北川敬博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しています。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、社外監査役守谷純一氏及び社外監査役佐藤雄一氏の2名は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名	当社における地位
1	もり や じゅん いち 守 谷 純 一	常勤社外監査役 再任 社外
2	にっ た とう へい 新 田 東 平	新任 社外 独立

1	もり や じゅん い ち 守 谷 純 一	1963年4月14日生 > 所有する当社の株式の数：500株	再任 社外
---	-------------------------	-----------------------------------	-------

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月 (株)中国銀行入行
 2008年2月 同行三次支店長
 2013年6月 同行笠岡支店長
 2015年6月 同行児島支店長
 2017年6月 同行人事部付
 2017年9月 当社監査役（現任）

> 社外監査役候補者とした理由

守谷純一氏は、銀行での業務経験を通じて、数多くの企業評価を行ってきました。その経験は当社の監査機能の強化に資すると判断し、監査役候補者としました。

> 社外監査役としての在任期間

守谷純一氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1981年 8 月 新和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
- 1984年 3 月 公認会計士 登録
- 1999年 5 月 同法人社員（現 アソシエイト・パートナー）
- 2006年 5 月 同法人代表社員（現 パートナー）
- 2007年 7 月 同法人岡山事務所事務所長
- 2020年 6 月 同法人定年退職
- 2020年 7 月 新田東平公認会計士事務所 開所（現任）
- 2021年 8 月 E・Jホールディングス(株) 社外取締役（現任）

> 社外監査役候補者とした理由

新田東平氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識及び永年にわたり企業の会計監査に携わってきた経験を有しています。一般株主と利益相反が生じない独立した立場から有効な助言をいただくため、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 守谷純一氏及び新田東平氏は社外監査役候補者です。当社は、新田東平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
 3. 当社は、守谷純一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。また、新田東平氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。全ての監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

2020年9月17日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された村田宣治氏及び長谷川威氏の選任の効力は、本総会の開始される時までです。つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第3号議案「監査役2名選任の件」が承認可決されることを条件に社外監査役守谷純一氏の補欠監査役として村田宣治氏の選任を、また、社外監査役周東秀成氏及び同議案が承認可決されることを条件に社外監査役新田東平氏の補欠監査役として長谷川威氏の選任をそれぞれお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

1 むらた のぶはる
村田 宣治 1975年5月29日生
> 所有する当社の株式の数：9,400株

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年4月 当社入社
2006年7月 当社管理本部マネージャー
2013年9月 当社取締役管理本部長
2017年9月 当社常務取締役管理本部長（現任）

2 は せ が わ たけし
長谷川 威 1968年4月4日生
> 所有する当社の株式の数：0株

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録
2005年10月 長谷川威法律事務所開業
2011年4月 岡山弁護士会副会長
2017年10月 倉敷市監査委員（現任）
2021年1月 岡山中央法律事務所 入所（現任）

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川威氏は、補欠の社外監査役候補者です。同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です。
3. 長谷川威氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験・実績及び幅広い知識と見識を有しているため、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくためです。
4. 村田宣治氏が監査役に、長谷川威氏が社外監査役にそれぞれ就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。各候補者が監査役に就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の猛威は、世界経済に深刻な打撃を与えています。日本においても変異株による感染拡大の懸念が論じられるなか、ワクチン接種や各種の感染防護策が実施されています。当社グループも、「感染拡大防止」「医療機関や介護施設の支援」「社員の安全確保」の観点から、医療機関への感染防止製品の提案、テレワークの推進といった対応を行ってきました。特に医療機関への感染防止製品の提案は、当社グループが社員憲章に謳う「国民の健康長寿に寄与する」という観点から、引き続き最重点課題として取り組んでいます。これらは、グループ内で最新の感染防護に関する知見や新製品の供給状況を迅速に共有することで、顧客毎に異なる感染防護製品のニーズに可能な限り対応しながら供給を行ってきました。

当期における新型コロナの影響を俯瞰すると、医療器材事業の業績に影響を与える手術件数は、引き続き減少しており、その影響は売上高ベースで約24億円程度あったものと試算しています。しかし、PPE（マスク、手袋等の個人用防護具）に代表される感染防止関連製品や検査関連製品の需要増加、及びコロナ対策備品の受注がこれらの売上高不足を補った結果となりました。また、第3四半期までの手術抑制による消耗品売上高の減少は、特定の領域から徐々に回復し、第4四半期で増収に転じたものと考えられます。

また、前期はそれまで報告セグメントとしていた輸入販売事業において、金融資産に対する貸倒引当金繰入額2億57百万円を販売費及び一般管理費に計上したことが営業利益に大きく影響を与えましたが、当期は同様の事例は発生しなかったため、利益の増加要因となりました。

その結果、当期の連結売上高は1,129億76百万円（前期比4.7%増）、連結営業利益15億40百万円（前期比66.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億89百万円（前期比203.1%増）となりました。

➤ **連結売上高** **1,129億76**百万円
(前期比4.7%増)

➤ **連結営業利益** **15億40**百万円
(前期比66.2%増)

➤ **連結経常利益** **15億42**百万円
(前期比70.3%増)

➤ **親会社株主に
帰属する当期純利益** **9億89**百万円
(前期比203.1%増)

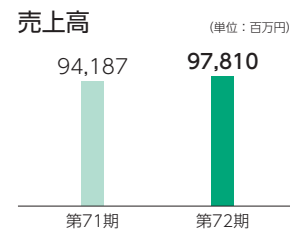
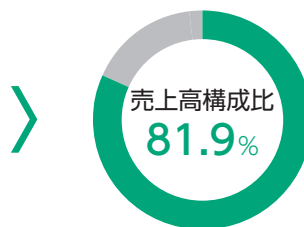
事業セグメント別の概況は、次のとおりです。

医療器材事業

(株)カワニシ・サンセイ医機(株)・
日光医科器械(株)・(株)カワニシバークメド

主要商品

人工関節、ペースメーカー、冠動脈ステント、MRI、
鋼製器具、超音波メスなどの医療器材全般



<医療器材事業 商品分類別・地域別売上高>

単位：百万円

	中国地方	四国地方	関西地方	東北地方	関東地方・その他	合計
消耗品	34,567 +1.9%	17,844 +2.0%	12,148 ▲6.6%	17,192 +0.9%	1,851 ▲6.6%	83,604 +0.2%
設備・備品	5,129 +33.2%	2,758 +34.4%	869 ▲12.8%	5,526 +48.6%	82 ▲50.0%	14,367 +33.2%

※1 表の売上高は事業会社の単純合算値であり、医療器材事業の売上高とは一致しません。

※2 上段は2021年6月期における売上高を、下段は前期比を示しています。

成長の軸となる消耗品全体の売上高は、新型コロナの感染拡大に伴う手術件数減少の影響を引き続き受けましたが、最終的には前期比0.2%増となりました。その内訳は以下のとおりです。

手術関連消耗品の売上高は、眼科領域において、前第3四半期に診療報酬の改定による特需がありました。その反動等により、眼科関連製品は前期比22.7%減となりました。また、新型コロナ拡大に伴う手術件数の減少により、主力の外科関連製品が同2.7%減、麻酔関連製品が2.0%減などとなりました。しかし、PPE関連製品が同73.3%増、PCR検査機器等を含む理化学関連製品が同10.4%増など、需要が増加したものもあります。その結果、手術関連消耗品全体では同2.0%増と、第3四半期に増加に転じた傾向を維持しています。

整形外科消耗品の売上高は、コロナの影響でクリニックから基幹病院への患者の紹介が減少したこと、医療機関においてコロナ病床を確保するために手術件数を削減したことなどの影響を引き続き受けています。また、一部の得意先における失注の影響で、兵庫県で売上高前期比24.3%減、東京都で同51.4%減となりました。その結果、整形外科消耗品の売上高は同5.4%減となりました。一方で、広島県で同2.8%増、愛媛県で同1.8%増、宮城県で同18.3%増など、この環境下でシェアを拡大したエリアもあります。

循環器消耗品の売上高は、コロナの影響により第3四半期まで前期比で減少傾向が続いていましたが、第4四半期において症例数が大きく増加しました。その内訳は、重点領域として取り組んでいるカテーテルアブレーション（頻脈の原因となる心筋組織を焼灼もしくは凝固する治療）関連製品が前期比4.1%増、心臓・大血管に対する低侵襲治療の拡大により、SHD（TAVI[経カテーテル大動脈弁置換]などを含む機能的心疾患領域）等の関連製品が同22.9%増、心臓ペースメーカーなどの埋込型不整脈治療機器が同2.4%増と伸長しました。また新規商権獲得の影響もあり、循環器消耗品全体では同3.3%増と第3四半期までの減少傾向から増加に転じました。

設備・備品の売上高は、ECMO（血液の体外循環による呼吸治療装置）や人工呼吸器、感染防止に用いられる

設備備品など、コロナ対策関連の予算執行がありました。また、設備・備品の更新案件も順調に獲得できたことにより、前期比33.2%増と業績を牽引しました。

また、コロナ対策の一環として取り組んでいる出張、会議、講習等のオンライン化は、販売費及び一般管理費の抑制に繋がり生産性が向上しました。

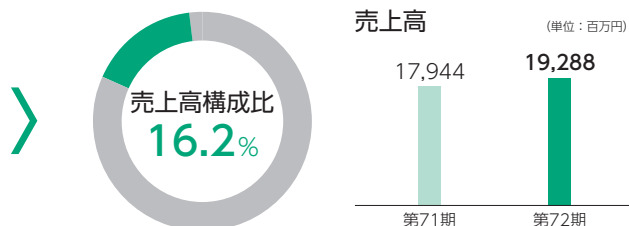
その結果、医療器材事業は、売上高978億10百万円（前期比3.8%増）、営業利益14億12百万円（前期比12.7%増）となりました。

SPD事業

(株)ホスネット・ジャパン

主要サービス

病院の物品管理、情報管理、購買管理及びこれらに関連するサービス



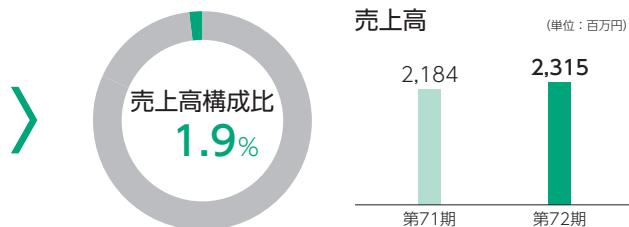
SPD事業は、前期に新規で受託した施設が順調に稼働したこと、PPE関連製品の需要が増加したことなどにより、売上高192億88百万円（前期比7.5%増）となりました。また、物品管理サービス料金の見直しや、消耗品の仕入改善を継続した結果、営業利益は1億33百万円（前期比54.8%増）となりました。

介護用品事業

(株)ライフケア

主要商品・サービス

介護用品レンタル、福祉用具販売、介護リフォーム



介護用品事業は、主力の介護用品レンタル売上高が前期比4.9%増と順調に成長を続けています。また、レンタルに付随する物品販売において空気清浄器や飛沫防護用パーテーション等のコロナ対策品に対する需要が継続したことにより、売上高23億15百万円（前期比6.0%増）となりました。また、レンタルの利益率改善を引き続き推し進めたことにより、営業利益1億45百万円（前期比21.7%増）となりました。

2.設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は4億13百万円です。

主なものは、事務所移転・改築等費用として3億33百万円、病医院への貸出・緊急対応用医療機器購入として37百万円、事務機器購入として33百万円などです。

3.資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金のほか金融機関から借入を行いました。

4.事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5.他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6.吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7.他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8.財産及び損益の状況

区分	期別	第69期 (2018年6月期)	第70期 (2019年6月期)	第71期 (2020年6月期)	(ご参考) 第72期 (2021年6月期)
売上高	(千円)	107,663,554	107,428,432	107,896,793	112,976,196
経常利益	(千円)	1,235,888	1,309,908	905,633	1,542,325
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	1,054,046	775,582	326,413	989,368
1株当たり当期純利益	(円)	187.86	138.24	56.76	162.66
総資産	(千円)	33,433,567	33,772,298	33,683,446	36,562,066
純資産	(千円)	6,416,644	6,771,150	7,281,674	8,131,522

9.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、会社の経営の基本方針として「社員憲章」を定めています。この「社員憲章」は、①事業のあり方、②組織のあり方、③メンバーのあり方、の3項目から構成され、当社グループのメンバーがよって立つべき企業理念を体現したものにもなっています。

また、国連の採択したSDGs（持続可能な開発目標）はこうした当社の経営方針と非常に親和性が高いため、その17項目のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「13. 気候変動に具体的な対策を」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」の6つを実現するように努めています。

当社グループは、絶えずサービスのイノベーションを図り、グループ会社間でのノウハウ共有とインフラ統合を進めていくとともに、新技術や独自のノウハウを持つ企業と幅広く連携・提携を進めていきます。

オルバグループ社員憲章

事業のあり方

- ビジネスを通じて、医学・医療・介護の発展に貢献し、国民の健康長寿に寄与する
- 革新的な新機能・新技術の恩恵を、患者と医療機関に速やかに適切に提供する
- ステークホルダー（顧客、取引先、社員、地域社会、株主）の皆様に、誠実かつ継続的に価値を提供し、持続可能な経営を追求する
- 業界の内外を問わず積極的に交わり、創造性を育み、グローバルな視点でフロンティアを探求する

組織のあり方

- 人材育成を尊び、「マネジメント（人を通じて事を成す）」に重きをおく
- ダイバーシティを重視し、多様な意見や価値観、働き方を認め合う
- いかなるときも、フェアな競争と取引を心掛ける
- 競争によってもたらされた成果は、新たな価値を創造するために再投資する
- メンバーが心身ともに健康で、貢献意欲を持つことのできる環境を整備する

メンバーのあり方

- 自発的かつ主体的な成長意志を持つ
- 過去の成果に安住せず、謙虚に学び続ける
- 自身の貢献や努力なしに便益を得ようとするフリーライディングを善しとしない
- 社内外のビジネス上のパートナーを尊重し、高い倫理観と誇りをもって業務に臨む

(2) 目標とする経営指標

当社は、企業集団の成長、並びに業務プロセスの効率性を測定するうえで、売上高と営業利益を重視しています。こうした観点から、2023年6月期に連結売上高1,200億円、連結営業利益19億円を目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症（以下新型コロナ）の拡大に対して、病床確保を目的とした手術抑制の市場動向と、営業活動の自粛による遅延から計画の見直しを行いました。

新型コロナの影響については不透明な部分もありますが、今後ワクチン接種が進み、ある程度の手術件数は回復するという前提のもと、テレワークやサブスクリプションビジネス拡大などDXを基盤とした生産性向上を重点施策と位置付けた中期経営計画を策定し、2022年6月期を初年度として2024年6月期に連結売上高1,100億円、連結営業利益19億円を目標とします。

なお当社は、2022年6月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用するため、上記の目標は当該会計基準等を適用した後の金額となっています。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

厚生労働省が示した「地域医療構想」においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を念頭においた新たな医療提供体制の構築が提唱されています。新型コロナの影響によってその動きは多少緩むことも想定されますが、急性期医療を提供する医療機関の集約は不可避であろうと思われます。その一方で、ロボットを使用した手術や、がんゲノム等の遺伝子解析による個別化医療が一部で実現されるなど医療技術は目覚ましく進歩しています。

したがって私どもは、従前より得意としてきた整形外科領域や循環器領域（循環器内科・心臓血管外科）といった大市場においては、各種デジタルツールの導入や人員配置の適正化などを通じて高効率なサービス提供に磨きをかけてまいります。また、最先端領域においては技術・学術情報をいち早くお客様にお届けすることによって、医療の発展に貢献してまいります。あわせて、これまで十分に営業活動ができていなかったクリニック（診療所）についても、オンライン診療の支援などビジネス展開の可能性を探ってまいります。

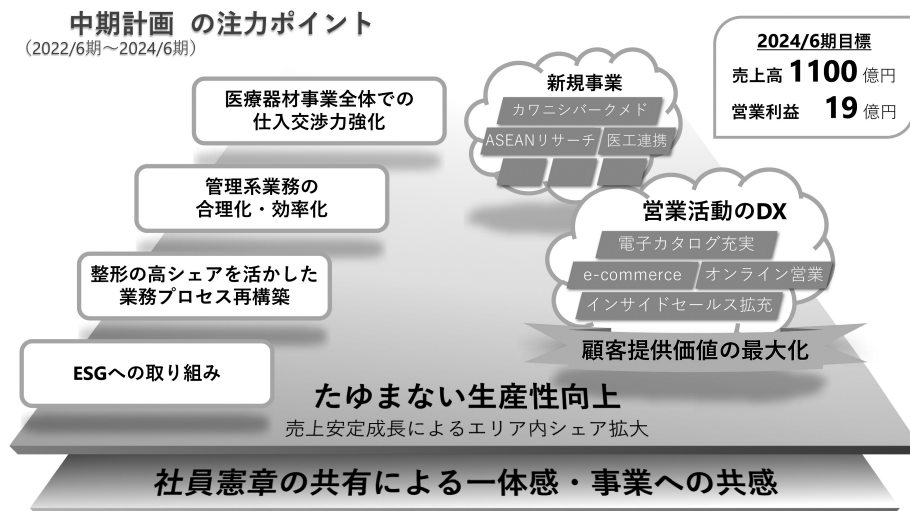
医療を取り巻く環境の変化は、医療機関に最も近い存在である私ども医療商社にとって、顧客ニーズに適したサービスを開発するチャンスとなります。社内研修のweb講義へ移行や、e-learning整備などを通じて、これらに必要な人材育成への投資を惜しまず、また、社員一人ひとりが健康で生き生きと働けるように「働き方改革」と「健康経営」に取り組みながら、社会にいっそう貢献し、国民の健康長寿に寄与してまいります。また、E S G投資の拡大の流れを受け、当社においても対応を進めてまいります。

以上を踏まえ、中長期的な方針として以下の8つを掲げています。

- ①高いシェアを有する整形外科ビジネスにおいて、顧客、仕入先、そして当社が三方良しとなるような業務プロセスの再構築
- ②R P A（Robotic Process Automation：定型業務の自動化技術）の導入やQ C活動（業務品質の改善活動）による社内業務の合理化・効率化
- ③医療器材事業全体での仕入交渉力の強化
- ④I C Tを活用した営業活動のD X（Digital transformation：デジタル化によるビジネスモデル等の再構築）による、顧客提供価値の最大化
- ⑤新規事業開発を通じた収益源の多角化により、様々なヘルスケアの課題に持続的に対応できる体制の構築
- ⑥ものづくり企業との医工連携による、ヘルスケアの課題解決に資するような製品の開発
- ⑦働き方改革の一環としてのテレワーク導入、並びに健康経営の推進
- ⑧当社グループの企業理念である「社員憲章」の浸透による組織力の向上

なお当連結会計年度においては、医療器材事業において新型コロナウイルス感染症による業績への影響がありました。医療機関の手術件数抑制の解消に伴い、当該影響は次期以降徐々に緩和されることを前提に上記の計画を策定しています。

これらを踏まえて、2024年6月期を最終年度とする中期経営計画の骨子は以下の図のようにまとめられます。



- ※ インサイドセールス：顧客先へ訪問する営業社員を、社内でサポートする内勤型の営業を指します。
- ※ ESG：環境・社会・ガバナンスに対する取り組みを示し、財務状況だけでは見えない企業価値を指します。

なお、中期経営計画は毎年見直し、常に最新の中期計画による目標管理を行っています。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、「会社の経営の基本方針」に基づき、グループ各社に対する資金・人材・インフラ事業政策等をサポートすることで企業価値の向上に努めていきます。

また、コンプライアンスの徹底、適切なリスク管理並びに適正な情報の開示を行い、グループの社会的価値を高めていきます。

10. 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

事業内容	会社名
医療器材事業	株式会社カワニシ
	サンセイ医機株式会社
	日光医科器械株式会社
	株式会社エクソーラメディカル
S P D事業	株式会社ホスネット・ジャパン
介護用品事業	株式会社ライフケア
全社	オルバヘルスケアホールディングス株式会社

11. 主要な営業所（2021年6月30日現在）

(1) 当社 本社 岡山市北区

(2) 子会社

名称	事業所	所在地
株式会社カワニシ	本社	岡山市北区
サンセイ医機株式会社	本社	福島県郡山市
日光医科器械株式会社	本社	大阪府八尾市
株式会社ホスネット・ジャパン	本社	岡山市北区
株式会社ライフケア	本社	岡山市北区
株式会社エクソーラメディカル	本社	東京都千代田区

12. 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
医療器材事業	913名 (111名)	21名増	38.1歳	9.4年
S P D事業	177名 (112名)	6名増	40.1歳	8.4年
介護用品事業	131名 (2名)	11名増	34.4歳	5.7年
全社	40名 (2名)	1名増	42.8歳	12.6年
合計又は平均	1,261名 (227名)	39名増	38.2歳	9.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 従業員数欄の(外書)は、年間臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)です。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

13. 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社山陰合同銀行	235,000千円
株式会社中国銀行	235,000千円
株式会社伊予銀行	235,000千円
三井住友信託銀行株式会社	45,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	45,000千円

14. 重要な親会社及び子会社の状況（2021年6月30日現在）

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カワニシ	300,000千円	100.0%	医療器材販売
サンセイ医機株式会社	20,000千円	100.0%	医療器材販売
日光医科器械株式会社	10,000千円	100.0%	医療器材販売
株式会社ホスネット・ジャパン	71,000千円	100.0%	物品・情報管理及び購買管理業務
株式会社ライフケア	50,000千円	100.0%	在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタル
株式会社エクソーラメディカル	175,000千円	58.0%	医療器材販売

(3) 特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
サンセイ医機株式会社	福島県郡山市昭和二丁目11番5号	1,886,721千円	7,838,108千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 当社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式 18,000,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 6,250,000株（自己株式 51,076株を含む）

3. 株主数

8,167名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ ス プ	809千株	13.06%
オ ル バ ヘ ル ス ケ ア 従 業 員 持 株 会	394千株	6.37%
前 島 達 也	300千株	4.84%
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	278千株	4.49%
株 式 会 社 中 国 銀 行	277千株	4.48%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	200千株	3.23%
前 島 洋 平	187千株	3.02%
前 島 智 征	186千株	3.01%
株 式 会 社 伊 予 銀 行	165千株	2.66%
有 限 会 社 テ イ ・ エ ム ・ テ ラ オ カ	152千株	2.45%

（注）持株比率は当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合です。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2021年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 島 洋 平		
取締役副会長	高 井 平		
常務取締役	磯 田 恭 介	経営企画室室長	
常務取締役	村 田 宣 治	管理本部長	
取締役	桑 村 勝 之	営業本部長	
社外取締役	服 部 輝 彦		
社外取締役	川 元 由喜子		
社外取締役	北 川 敬 博		
常勤社外監査役	守 谷 純 一		
社外監査役	佐 藤 雄 一		公認会計士
社外監査役	周 東 秀 成		弁護士

- (注) 1. 2020年9月17日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、取締役大畑康壽氏、取締役宮永和雄氏及び取締役川西良治氏は、任期満了により退任しました。
2. 2020年9月17日開催の第71期定時株主総会において、新たに、桑村勝之氏及び北川敬博氏は取締役に選任され、就任しました。
3. 監査役佐藤雄一氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社、当社の子会社及び関連会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

4.当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 2021年6月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンス上の重要事項と認識しており、この認識のもと本決定方針を定める。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての金銭報酬と、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うための株式交付信託による株式報酬とで構成する。
- (3) 当社の社外取締役の報酬等は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため、固定報酬としての金銭報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 固定報酬（金銭報酬）

取締役の固定報酬は、経験、能力、職責及び中長期的な当社の成長発展・業績拡大を総合的に評価したうえで決定する。また、固定報酬は、毎月1回現金で支払う。

(2) 株式報酬（非金銭報酬等）

報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役に対し、固定報酬の金額と役位に応じて算出されるポイントを付与し、原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式を交付する。

3. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- (1) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬及び株式報酬の割合は、これらの報酬が業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、役位・職責に応じて決定する。
- (2) 当社の社外取締役の報酬等は、2（1）の固定報酬のみで構成されるものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- (1) 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受け、代表取締役社長は、当該委任に基づき、各取締役の固定報酬の金額を決定する。
- (2) (1)の権限が適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の金額は以下の過程を経て決定されるものとする。

- ① 代表取締役社長以外の業務執行取締役が、経験、能力、職責及び中長期的な当社の成長発展・業績拡大を総合的に評価したうえで各取締役の報酬案を作成する。
- ② ①の報酬案は、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会に諮問され、指名・報酬委員会は当該報酬案を審議し、結果を取締役会へ答申する。
- ③ 取締役会は、指名・報酬委員会による答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任についての決議を行い、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ各取締役の固定報酬の金額を決定する。

イ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（固定報酬）について、各取締役の報酬案に対し指名・報酬委員会がその審議を経て行った答申の内容を踏まえ、代表取締役社長が個人別の報酬等に関する決定を行った旨の報告を受けており、当該決定に係る内容は上記の決定方針に沿うものと判断しています。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（株式報酬）については、固定報酬の金額と役位に応じてポイントが算出されており、その内容は上記の決定方針に沿うものと判断しています。

（2）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、株主総会（1998年11月10日）の決議により400,000千円以内（年額）となっています。

（報酬限度額には使用人兼務役員の使用人部分は含みません。）。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は7名ですが、当該決議は、当該株主総会後の合併に伴う当社取締役の増員を勘案して行われたものであり、当該合併直後の取締役の員数は9名です。

監査役の報酬限度額は、株主総会（1998年11月10日）の決議により80,000千円以内（年額）となっています。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は3名です。

上記に加え、2018年9月20日開催の株主総会において、取締役（社外取締役を除く。以下本段落において同じ。）に対する株式交付信託による株式報酬制度を導入しています（なお、本制度導入時における本制度の対象となる取締役の員数は6名です）。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、上記の固定報酬額とは別枠で、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、150百万円（3事業年度）を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限として取締役にポイントを付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

なお、本制度の導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しています。

（3）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 前島 洋平が取締役の個人別報酬額の具体的内容（固定報酬の個人別金額）を決定しています。代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く事業環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判

断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が取締役会の諮問に対し答申を行っており、その内容を踏まえて決定しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
		固定報酬	—	株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	203,736 (17,160)	177,228 (17,160)	—	26,508	11 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	23,160 (23,160)	23,160 (23,160)	—	—	3 (3)
合計	226,896	200,388	—	26,508	14

- (注) 1. 上記には2020年9月17日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれています。
2. 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。

(5) 2022年6月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年6月30日開催の取締役会において、短期業績連動報酬（賞与）の導入及び取締役の個人別の報酬等の内容決定を指名・報酬委員会へ委任することを主要な変更点として、上記（1）に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を以下のとおり改定する旨決議しており、その内容は以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンス上の重要事項と認識しており、この認識のもと本決定方針を定める。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、①役位・職責に応じた基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとしての賞与（金銭報酬）、及び③中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとしての株式交付信託による株式報酬（非金銭報酬）で構成する。
- (3) 当社の社外取締役の報酬等は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため、基本報酬としての固定報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等

- (1) 固定報酬（金銭報酬）
基本報酬としての固定報酬は、役位、職責、経験、実績及び能力を総合的に評価したうえで決定する。なお、固定報酬は、毎月1回現金で支払う。
- (2) 賞与（金銭報酬）
短期業績連動型報酬としての賞与は、固定報酬の月額に、①代表取締役社長及び取締役副会長については、事業年度ごとに設定する売上高や経常利益等の指標に係る目標達成度に基づき算出される係数を乗じることにより、②代表取締役社長及び取締役副会長以外の取締役については、当該係数に、当該取締役の職責に応じて個別に設定する、定性的な項目を含む目標の達成度に基づき算出される係数を加減算して得られる数を乗じることにより、それぞれ算出する。なお、賞与は、毎年1回一定の時期に現金で支払う。
- (3) 株式報酬（非金銭報酬）
報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役に対し、固定報酬の金額と役位に応じて算出されるポイントを付与し、原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式を交付する。

3. 個人別の報酬等の割合

- (1) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、これらの報酬が業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、役位・職責に応じて決定する。

- (2) 当社の社外取締役の報酬等は、2 (1) の固定報酬のみで構成されるものとする。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等
- (1) 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき指名・報酬委員会がその決定の委任を受け、同委員会は、当該委任に基づき、各取締役の固定報酬及び賞与の金額を決議する。なお、株式報酬については、取締役会において定める当社株式交付規程に基づきポイントを付与する。
- (2) (1) の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めるものとする。

5.社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	服部輝彦	取締役会 20/20回 出席 指名・報酬委員会 5/5回 出席 社外役員会議(注) 4/4回 出席	当事業年度中に開催された取締役会、指名・報酬委員会及び社外役員会議に出席しています。また、指名・報酬委員会では委員長を務めています。医師として医療全般に精通しており、また病院経営の経験も有している方です。出席した会議体において、顧客の視点から有効な発言を行っています。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外取締役	川元由喜子	取締役会 20/20回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催された取締役会及び社外役員会議に出席しています。証券会社や投資顧問会社での業務経験を通じて、金融分野に関する幅広い知識と経験を有している方です。出席した会議体において、当社の経営課題に対して、投資家の視点から有効な発言を行っています。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外取締役	北川敬博	取締役会 17/17回 出席 指名・報酬委員会 5/5回 出席 社外役員会議 3/3回 出席	2020年9月17日の社外取締役就任以後、当事業年度中に開催された取締役会、指名・報酬委員会及び社外役員会議に出席しています。永年に渡り企業の経営に携わり、会社経営全般に対する豊富な知識と経験を有している方です。出席した会議体において、当社の経営課題に対して、経営者の視点から有効な発言を行っています。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外監査役	守谷純一	取締役会 20/20回 出席 監査役会 13/13回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催された取締役会、監査役会及び社外役員会議に出席しています。また、監査役会及び社外役員会議では議長を務めています。 出席した会議体において、銀行での数多くの企業評価を行ってきた経験に基づき、有益な発言を行っています。
社外監査役	佐藤雄一	取締役会 20/20回 出席 監査役会 13/13回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催された取締役会、監査役会及び社外役員会議に出席しています。出席した会議体において、公認会計士としての専門的知識及び永年にわたり企業の会計監査に携わってきた経験をもとに、社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から発言を行っています。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。

社外監査役 周東秀成	取締役会	20/20回	出席	当事業年度中に開催された取締役会、監査役会及び社外役員会議に出席しています。出席した会議体において、主に弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社グループのコンプライアンス体制の構築の観点から有益な発言を行っています。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
	監査役会	13/13回	出席	
	社外役員会議	4/4回	出席	

(注) 当社は、社外役員らを構成員とし次の事項を目的に「社外役員会議」を設置しています。

- ①当社グループの経営上の課題等に対する社外役員間での情報交換、検討、審議
- ②当社グループの経営内容の理解を深めるための社外役員相互の情報交換、検討、審議
- ③当社の重要な委員会等の健全な運営の監視監督、経営陣による適正な判断・手続きが行われるよう担保するための情報交換、検討、審議

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

当社の会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項に基づく報酬等の額 | 52,000千円 |
| (2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 52,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しています。

(3) 監査役会が上記報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、同意を行っています。

3. 非監査業務の内容

非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、情報セキュリティ管理体制構築の検討に係る助言業務です。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	29,104,992
現金及び預金	2,158,875
受取手形及び売掛金	18,719,596
電子記録債権	2,247,595
商品	5,431,149
その他	557,800
貸倒引当金	△10,025
固定資産	7,457,073
有形固定資産	4,653,580
建物及び構築物	1,381,670
機械装置及び運搬具	38,852
工具、器具及び備品	159,436
土地	1,726,505
リース資産	1,075,315
建設仮勘定	271,800
無形固定資産	698,501
投資その他の資産	2,104,991
投資有価証券	237,608
退職給付に係る資産	1,089,390
繰延税金資産	294,734
その他	842,383
貸倒引当金	△359,124
資産合計	36,562,066

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,118,699
支払手形及び買掛金	16,304,571
電子記録債務	6,824,412
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	220,000
リース債務	169,290
未払法人税等	524,874
賞与引当金	35,290
その他	1,740,260
固定負債	2,311,843
長期借入金	275,000
長期未払金	279,927
リース債務	996,155
繰延税金負債	187,507
役員株式給付引当金	155,222
退職給付に係る負債	398,652
その他	19,377
負債合計	28,430,543
純資産の部	
株主資本	7,852,050
資本金	607,750
資本剰余金	346,954
利益剰余金	7,143,982
自己株式	△246,635
その他の包括利益累計額	279,472
その他有価証券評価差額金	134,964
退職給付に係る調整累計額	144,507
純資産合計	8,131,522
負債・純資産合計	36,562,066

連結損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		112,976,196
売上原価		101,376,788
売上総利益		11,599,407
販売費及び一般管理費		10,058,645
営業利益		1,540,761
営業外収益		
受取利息	401	
受取配当金	1,869	
受取手数料	29,394	
売電収入	10,159	
助成金収入	7,422	
その他	9,597	58,844
営業外費用		
支払利息	22,097	
持分法による投資損失	18,319	
売電費用	6,149	
消費税差額	5,825	
その他	4,889	57,281
経常利益		1,542,325
特別利益		
有形固定資産売却益	1,419	1,419
特別損失		
投資有価証券評価損	28,440	
有形固定資産除却損	824	
無形固定資産除却損	1,076	30,341
税金等調整前当期純利益		1,513,403
法人税、住民税及び事業税	627,610	
法人税等調整額	△103,575	524,035
当期純利益		989,368
親会社株主に帰属する当期純利益		989,368

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,046,450	流動負債	3,117,880
現金及び預金	763,997	短期借入金	2,699,570
営業未収入金	121,108	1年内返済予定の長期借入金	220,000
短期貸付金	92,796	未払金	64,534
前払費用	19,527	未払費用	41,624
その他	49,020	未払法人税等	14,213
固定資産	6,791,657	未払消費税等	20,355
有形固定資産	1,822,342	預り金	21,402
建物	470,826	前受収益	2,685
構築物	9,034	リース債務	33,493
工具器具及び備品	17,398	固定負債	621,078
土地	1,260,142	長期借入金	275,000
リース資産	64,940	長期未払金	148,775
無形固定資産	647,582	役員株式給付引当金	81,578
ソフトウェア	104,807	退職給付引当金	10
ソフトウェア仮勘定	541,540	リース債務	37,378
商標権	1,235	受入敷金保証金	78,335
投資その他の資産	4,321,732	負債合計	3,738,958
投資有価証券	1,559	純資産の部	
関係会社株式	4,171,365	株主資本	4,099,150
出資金	25,010	資本金	607,750
長期貸付金	230,000	資本剰余金	343,750
長期前払費用	10,278	資本準備金	343,750
敷金及び保証金	68,251	利益剰余金	3,394,286
前払年金費用	40,630	利益準備金	29,600
繰延税金資産	2,587	その他利益剰余金	3,364,686
貸倒引当金	△227,950	繰越利益剰余金	3,364,686
資産合計	7,838,108	自己株式	△246,635
		純資産合計	4,099,150
		負債・純資産合計	7,838,108

損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,670,118
売上原価		90,196
売上総利益		1,579,921
販売費及び一般管理費		1,095,754
営業利益		484,166
営業外収益		
受取利息	12,495	
受取配当金	250	
受取手数料	4,002	
その他	9,404	26,152
営業外費用		
支払利息	23,377	
貸倒引当金繰入額	9,700	
その他	628	33,706
経常利益		476,612
特別損失		
投資有価証券評価損	28,440	
有形固定資産除却損	359	
無形固定資産除却損	1,076	29,875
税引前当期純利益		446,736
法人税、住民税及び事業税	46,042	
法人税等調整額	16,453	62,496
当期純利益		384,240

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月10日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オルバヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルバヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年8月10日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西田 順一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 福島 康生 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オルバヘルスケアホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社カワニシホールディングス）の2020年7月1日から2021年6月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月10日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 守 谷 純 一 ㊟

社 外 監 査 役 佐 藤 雄 一 ㊟

社 外 監 査 役 周 東 秀 成 ㊟

以 上

株主メモ

- 事業年度 毎年7月1日から翌年6月30日まで
- 定時株主総会 毎年9月開催
- 基準日 定時株主総会 毎年6月30日
期末配当金 毎年6月30日
中間配当金 毎年12月31日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人
事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) ☎ 0120-782-031
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)

【インターネット】
【ホームページURL】 <https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は上記電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

- 公告方法 当社のホームページに掲載
(<https://www.olba.co.jp/>)
- 上場金融商品取引所 東京証券取引所(市場第一部) 証券コード2689
- 単元株式数 100株

医療情報誌 『Medical Globe』 のご紹介



海外医療機器の最新動向勉強会の様子

世界最大の医療機器市場のアメリカは、先進的な医療技術はもとより、医薬品・医療機器の開発力、民間主体の高い競争力のヘルスケアサービスを有し、まさに医療大国といってもよいでしょう。また、最新のデバイスの治験・承認が世界に先駆けて行われることが多い欧州でも、先進的な医療機器が数多く開発されています。アジアパシフィックの市場規模は今後も高成長が続くと予想されています。これからの医療行政、診療技術、医療器材を考えていく上で、このような海外動向をいち早く把握し、新しい成長の機会をうかがうことは欠かせません。しかし残念ながら、海外の市場動向・医療技術・新製品・治験承認・M&A・病院マネジメント・品質管理・医療訴訟リスク管理といった情報を網羅し、定期的に入手できる日本語の情報源はあまり見あたりません。そこでオルバヘルスケアホールディングスでは、大手出版社クラリベイト アナリティクスならびにAHC Media LLC.と提携し、両社の誇る最新の海外医療情報のなかから厳選したコンテンツを翻訳、分かりやすく編集した日本語版ダイジェスト『Medical Globe』を刊行し、医療器材の開発・流通に携わる方々、医療機器を取り扱う医療現場の方々への情報提供を行っています。

また、2017年からは東京にある国立国際医療研究センターにて、『Medical Globe』の記事を題材に「海外医療機器の最新動向勉強会」が開催されています。3か月に1回開催されるこの勉強会には、行政機関・病院関係者・企業・医工連携関係者などが多数参加され、最新医療機器に関する活発なディスカッションが行われています。なお直近では、新型コロナウイルス感染対策のため、オンライン形式で開催されています。

株主総会会場ご案内略図

会場

岡山市中区浜二丁目3番12号
岡山プラザホテル 4階
鶴鳴の間
電話 (086) 272-1201

交通

■ JR西川原駅 徒歩12分
■ JR岡山駅 車 5分

※株主総会後の株主懇談会
は実施いたしませんので、
ご注意ください。

